

# 青森県地球温暖化対策推進計画 改定案の概要

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

・国内外の地球温暖化対策を巡る動向等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、新たな温室効果ガスの削減目標を定めた本計画を策定。

### 2 計画の位置付け

・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」。  
・県行政運営の基本方針である「青森県基本計画」の個別計画。

### 3 計画の対象とする温室効果ガス

・二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等7種類。

### 4 計画期間

・2023（令和5）年度から2030（令和12）年度

## 第2章 地球温暖化を取り巻く動向

### 1 地球温暖化の現状

・地球温暖化のメカニズム、地球温暖化の現状を整理  
・本県では、気温上昇によるリンゴの着色不良、夏季高温等による米の胴割れ米の発生が確認されているほか、大雨による大規模な災害も発生。

### 2 地球温暖化対策を巡る動向

・2018年、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書において、世界の平均気温を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとする必要性が示された。  
・我が国では、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。2021年には「地球温暖化対策推進法」を改正するとともに、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比46%削減と設定。  
・本県では、2021年2月、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明し、同年4月、県民・事業者・各種団体等で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択。

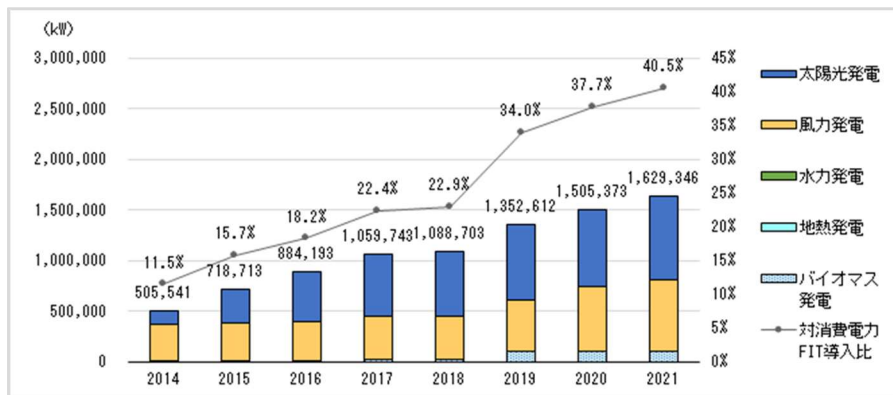
## 第3章 本県の地域特性

### 1 自然的・社会的特性

・冷涼寒冷型の気候であり、冬期は西部地域（通称：津軽地域）では天候不良で多雪となるが、東部地域（通称：南部地域）では晴天の日が多く降雪量も少ない。  
・県土の総面積は全国第8位、森林面積は全国第9位となっている。  
・家庭におけるエネルギー消費状況は、全国に比べて灯油の消費割合が高い。

### 2 再生可能エネルギーの状況

・2021年度末時点の再エネ導入量は、2014年度と比較して3倍以上に伸びている。



・2021年度末時点の風力発電導入量は全国第1位。  
・また、再生可能エネルギー導入ポテンシャルに占める導入容量の割合は、全国と比較して、風力発電（陸上）が高い一方で、太陽光発電や中小水力発電の割合が低い。

## 第4章 温室効果ガス排出量の現状と将来予測

### 1 全国の温室効果ガス排出量の現状

・2020（令和2）年度の総排出量は、2013（平成25）年度と比較して18.4%減少。  
（※2019年度は2013年度比14.0%減）

### 2 本県の温室効果ガス排出量の現状と地域課題

・2019（令和元）年度の総排出量は、2013（平成25）年度と比較して14.2%減少。

#### 【本県の課題】

・産業部門、業務その他部門、家庭部門における省エネルギー対策の徹底や、運輸部門における公共交通機関の利用促進、次世代自動車の普及促進等が必要。  
・エネルギー代金の域外への流出を抑制するため、再エネの導入効果の地域への波及が必要。  
・脱炭素につながるライフスタイルへの転換に向けた普及・啓発が必要。

### 3 本県の温室効果ガス排出量将来推計

今後特段の対策を講じない場合の2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量推計	14,468千t-CO <sub>2</sub> (2013年度比17.5%減)
--	---

## 第5章 本県の目指す姿と計画の目標

### 1 目指す姿

気候変動の影響から県民のいのちと暮らしを守り、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぐため、2050（令和32）年の温室効果ガス排出実質ゼロの社会（脱炭素社会）の実現を将来像として掲げ、地球温暖化対策を推進していく。

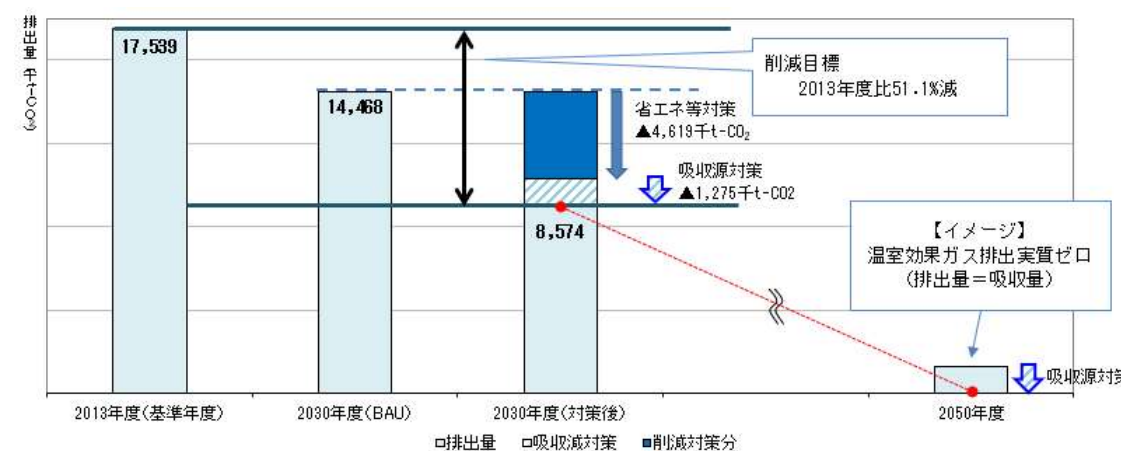
【目指す姿】豊かな暮らしと希望にあふれる脱炭素社会の実現

### 2 計画の目標

#### (1) 温室効果ガス削減目標

2030年度温室効果ガス排出量の削減目標 2013年度比 △51.1%

2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）



#### (2) 再生可能エネルギーの利用促進に関する目標

・県民や県内事業者等が支払うエネルギー代金が実質的に県外へ流出している現状や、エネルギー価格の高騰等の社会情勢を踏まえ、再生可能エネルギーの地産地消が重要であり、地域に貢献・裨益する再生可能エネルギーの導入を推進していく必要がある。  
・県民、県内事業者等のエネルギー収支改善に資するよう、自家消費型等（域内・県内消費）の再生可能エネルギー（電気・熱）の導入を進めていく。

2030年再生可能エネルギー導入目標  
自家消費型等により1.34億kWh相当の導入

## 第6章 目指す姿の実現に向けて

### 1 基本方針と各主体に期待される役割

#### 【基本方針】

方針1	徹底した省エネルギー対策の推進	あらゆる場面での省エネルギーを進め、二酸化炭素排出削減、エネルギーコスト削減による経済的なメリット創出のほか、地域経済の活性化、健康で快適な暮らし、安全・安心な地域づくりを推進する。
方針2	再生可能エネルギー等の導入拡大	自然環境等に配慮した地域の持続的発展に貢献する再生可能エネルギーの導入拡大を図ることで、経済の好循環につなげていく。また、水素等の脱炭素燃料の活用を促進する。
方針3	吸収源対策の推進	間伐や再造林等による適切な森林整備と県産材の利用拡大を進めることにより、二酸化炭素吸収量の維持・増加を図る。
方針4	環境教育・県民運動の推進	県民が地球温暖化問題に関して正しい知識をもち、県民の意識や関心を高め、脱炭素型ライフスタイルへの転換につなげていくための環境教育を推進する。

#### 【各主体に期待される役割】

主 体	期待される役割
①県	・広域的かつ基盤的な地球温暖化対策の推進。 ・県の事務事業における率先取組。
②市町村	・市町村実行計画の策定、脱炭素先行地域の創設。 ・自らの事務事業における率先取組。
③県民	・地球温暖化対策への取組、脱炭素型ライフスタイルへの転換。
④事業者・各種団体等	・環境教育・学習への行政等と連携・協働した取組。 ・脱炭素型ビジネススタイルへの転換を通じた経営改善や地域の経済活性化に向けた取組。
⑤研究・教育機関、青森県地球温暖化防止活動推進センター	・専門的な知見の提供、環境教育・学習への支援、環境人財の育成等（研究・教育機関） ・地域に密着した地球温暖化防止活動（センター）。

### 2 施策の展開

取組方針・主な施策		部門等
方針1 徹底した省エネルギー対策の推進		
【くらし】	①家庭における省エネルギーの推進	家庭 運輸
	②住宅の省エネルギーの推進	
	③自動車の使用による環境負荷の低減	
【しごと】	④脱炭素経営への取組支援	産業 業務その他 運輸
	⑤事業活動における省エネルギーの推進	
	⑥建築物の省エネルギーの推進	
【ま ち】	⑦物流における省エネルギーの推進	業務その他 運輸
	⑧公共施設の脱炭素化	
	⑨地域公共交通機関の利用促進	
方針2 再生可能エネルギー等の導入拡大		
①再生可能エネルギー（電気・熱）の導入促進	②脱炭素燃料の利活用の促進	部門横断
	方針3 吸収源対策の推進	
①間伐や再造林等による適切な森林整備の促進	②森林資源の循環利用の促進	吸収源対策
	方針4 環境教育・県民運動の推進	
①環境教育の推進	②県民運動の推進	部門横断

## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理体制

- ・有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進協議会」において計画の評価、進行管理を行うほか、知事を本部長とする「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」において部局横断的な取組を進めるとともに、進行管理を行う。
- ・毎年度、県内の温室効果ガスの排出状況を算定し公表する。
- ・計画の進行管理に当たり、設定した成果指標及び進行管理指標の動向を確認していく。

#### ■成果指標（※目標値の設定あり）

- （例）○方針1 徹底した省エネルギー対策の推進
- ・省エネ基準を満たす住宅ストックの割合  
現状値：3.7%（H30）→目標値：20%（R12）

#### ■進行管理指標

- （例）○方針1 徹底した省エネルギー対策の推進
- ・部門別の二酸化炭素排出量（2013年度比）

参考値（R元）：	産業	△10.1%
	業務その他	△28.9%
	家庭	△14.7%
	運輸	△21.7%

### 2 計画の実施体制

- ・県民、事業者、民間団体等及び行政機関で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」により、脱炭素社会を目指す県民運動を展開する。
- ・国、他都道府県、市町村、地球温暖化防止活動推進センター等と連携・協力し、取組を推進する。